

西尾市プロポーザル方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西尾市が発注する委託業務について、企画提案書を求めることにより、当該業務に最も適した受託候補者を、公募型プロポーザル方式及び指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により選定する場合の手続等の基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式 受託候補者を公募し、応募のあった者の中から、参加資格要件を満たす者により実施する方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル方式 参加資格要件を満たす者の中から、受託候補者を指名し実施する方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 価格のみによる競争では目的を達成することが困難で、創造性、技術力、専門的な知識や経験を必要とする委託業務
- (2) 発注する業務の仕様を定めることが困難で、標準的な業務の実施手続が定められていない委託業務
- (3) その他プロポーザル方式により実施することが適当であると認められる委託業務

(実施方式)

第4条 プロポーザル方式の実施は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名型プロポーザル方式によることができるものとする。

- (1) その性質又は目的が公募に適さないとき。
- (2) 公募に付することが不利と認められるとき。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザル方式の参加者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。

(4) その他当該委託業務の実施要領に定める事項
(実施要領の作成)

第6条 委託業務を発注する担当部署の長(以下「発注担当課長」という。)は、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合は、委託業務に係るプロポーザル方式実施要領(以下「実施要領」という。)を作成しなければならない。

2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 業務名、業務場所、業務期間、目的及び業務概要
- (2) 参加資格要件、応募に係る提出書類
- (3) 実施要領に関する説明会の開催の有無
- (4) 実施要領に関する質問期間、提出及び回答方法
- (5) 担当部課及び連絡先
- (6) 企画提案書に係る作成要領及び予定金額
- (7) 企画提案書の審査基準及び審査方法
- (8) 受託候補者選定に係るスケジュール
- (9) その他必要と認める事項

(選定委員会)

第7条 発注担当課長は、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合は、委託業務ごとにプロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置しなければならない。

2 選定委員会は、委託業務について、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 実施要領の内容に関すること。
- (2) 公募型プロポーザル方式における参加資格要件に関すること。
- (3) 指名型プロポーザル方式における指名業者の選定に関すること。
- (4) 受託候補者の選定方法(評価基準及び配点基準)に関すること。
- (5) 企画提案書の審査及び受託候補者の選定に関すること。

3 選定委員会は、5名以上で組織する。

4 選定委員会の委員長は、発注担当課の属する部及び局の部長(西尾市行政組織規則(平成23年西尾市規則第26号)第4条第1項に定める部長及び局長をいう。)をもって充てる。

5 選定委員会の委員は、発注担当課長、担当職員、委託業務の内容に係る課長又は職員をもって、委員長が指名した者を充てる。

6 委員長は、必要があると認める時は学識経験者等を委員に加えることができる。

7 選定委員会の庶務は、発注担当課で処理をする。

(西尾市入札参加者資格等審査会への付議)

第8条 委託業務で、プロポーザル方式により受託候補者の選定を行う場合は、西尾市入札参加者資格等審査会（以下「審査会」という。）へ付議しなければならない。ただし、予定金額が1,000万円未満の場合は、この限りでない。

2 発注担当課長は、委託業務について次に掲げる事項を審査会に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式における参加資格要件に関すること。
- (2) 指名型プロポーザル方式における指名業者の選定に関すること。
- (3) その他審査会が必要と認める事項

(公告)

第9条 市長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式による選考対象業務であること。
- (2) 第6条に規定する実施要領
- (3) その他市長が必要と認める事項

(参加資格申請書の提出)

第10条 市長は、公募型プロポーザル方式において参加を希望する者に、実施要領で定める期日までに、参加資格申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

(参加申出者の参加資格の確認)

第11条 市長は、前条の規定により参加資格申請書を提出した者について、第5条に規定する資格要件を有する者であるかを確認し、実施要領で定める期日までに、参加資格確認通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(指名の通知)

第12条 市長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合、プロポーザル指名参加通知書（様式第3号）に次に掲げる事項を記載し指名業者に通知するものとする。

- (1) 指名型プロポーザル方式による選考対象業務であること。
- (2) 第6条に規定する実施要領
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 指名通知を受けた者は、実施要領で定める期日までに、参加承諾・辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第13条 市長は、前2条の規定の通知をもって、提案資格を満たす者である旨の確認を受けた者又は指名により参加承諾の意思を表明した者に対し、企画提案書（様式第5号）の提出を要請するものとする。

(受託候補者の選定)

第14条 選定委員会は、前条の規定により提出された企画提案書について審査を行い、当該業務等に最も適した提案を行った者を受託候補者として選定する。

2 市長は、前項の審査及び評価に基づき、受託候補者に選定された者及び選定されなかった者に対して結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

参加資格申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記の業務（プロポーザル方式）に参加を希望するため、関係書類を提出します。

なお、参加資格要件を満たしていること及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名

提出書類 （実施要領により指定されたもの）

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

（公募）

様式第2号（第11条関係）

参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

西尾市長

印

年 月 日付け参加資格申請書（プロポーザル方式）により申請がありました参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

業務名

結果：参加資格を認めます。

結果：参加資格を認めません。

理由：

発注担当課

電話

課

（公募）

様式第3号（第12条関係）

プロポーザル指名参加通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

西尾市長

印

指名型プロポーザル方式により、下記の業務を行いますので、貴社の指名を通知します。なお、実施要領を確認のうえ、参加承諾・辞退届を期日までに提出くださいますようお願いいたします。

業務名

実施要領

別添のとおり

〇〇に掲載のとおり

発注担当課

電話

課

(指名)

様式第4号（第12条関係）

参加承諾・辞退届

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

年月日付けで受領した〇〇〇〇（業務名）の指名通知について、次のとおり回答します。

参加承諾します ・ 辞退します

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

（指名）

様式第5号（第13条関係）

企 画 提 案 書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記の業務について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

業務名

提出書類

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

様式第6号（第14条関係）

結果通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

西尾市長 印

下記の業務について、プロポーザル方式選定委員会において審査した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名
- 2 審査結果

発注担当課 課
電話